

「委託訓練実施要領」の一部改正について（概要）

令和 4 年 9 月
訓練企画室

委託訓練の効果的な実施のため、「委託訓練実施要領」について必要な改正を行う。なお、主な改正内容については次のとおりである。

<特例関係等>

- 以下について令和 5 年度以降の取扱いについては引き続き検討中。
 - ・第 1 章第 8 に規定する同時双方向型のオンラインの特例（実技）
 - ・第 1 2 章に規定する e ラーニングコースの特例（対象者、スクーリング等）
 - ・第 1 8 章に規定する短期間・短時間コースの特例
 - ・第 1 4 章に規定するコンソーシアムコース

<第 1 章 ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング関係>

- 第 19（3）のジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングができる者に職業訓練指導員を追加。

<第 1 2 章 e ラーニングコース関係>

- 訓練人員を、「概ね 10 人から 30 人」に変更
- 「第 4 委託費」の規定を追加
 - ※訓練実施経費に加え、通信機器貸与費を支払可能とするため

<第 1 7 章 知識等習得コースのうち介護分野及び障害福祉分野の訓練に係る特例関係>

- 第 3（1）イの職場見学等推進費の単価について、訓練生 1 人当たり 10,000 円（外税）に変更
 - ※職場見学等の実施状況を踏まえ取扱いを変更するもの

<第 1 9 章 デジタル分野の訓練に係る特例>

- IT 分野をデジタル分野に変更
 - ※IT 分野に限らず、WEB デザイン分野も含めたデジタル分野の訓練コース設定促進のため
- 第 2（1）に WEB デザイン関係の資格取得を目指すコースを特例の対象とすることを明記
 - ※対象とする資格は現在厚生労働省において検討中
- 第 2（1）に資格取得率について、WEB デザイン分野の資格に関しては資格取

得率が50%以上の訓練コースを対象とする旨明記

- 第2(2)に職場実習を実施するコースを特例の対象とすることを明記
- 第3(1)において、令和3年度実績を踏まえ、デジタル訓練促進費の対象都道府県を更新。
- 第4にデジタル職場実習推進費の支給に関する事項を規定